

市民後見推進事業の概要

市区町名	北中城村
------	------

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>-----</p> <p>委託先名：</p> <p>-----</p> <p>委託内容：</p>
事業内容	<p>(研修の名称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護の支援者養成研修（初級） <p>(研修対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村内在住、在勤の者あるいは近郊に在住、在勤の者で、研修終了後に地域支え合いづくり協力員として活動できる者 <p>(研修カリキュラム等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護の支援者として求められる人物像 ・ 成年後見制度の概要 ・ 後見活動について <p>(講師)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉士 ・ 司法書士
事業スケジュール (予定を含む)	<p>平成 26 年 12 月 カリキュラム策定</p> <p>27 年 1 月 研修受講者募集</p> <p>2 月 第 1 回初級コース開催</p> <p>3 月 第 2 回初級コース開催</p> <p>6～8 月 中級コース開催予定</p> <p>10～12 月 上級（基礎）コース開催</p> <p>28 年 1～3 月 上級（実務）コース開催</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	北中城村
------	------

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>-----</p> <p>委託先名：</p> <p>-----</p> <p>委託内容：</p>
事業内容	<p>① 市民後見推進のための運営委員会の開催 (期間) 平成26年12月 (検討内容) ・平成26年度事業計画について ・「北中城村における金銭管理等の支援に関するニーズ調査」報告 ・権利擁護支援講演会について ・権利擁護の支援者養成研修、カリキュラム等の検討等</p> <p>② 事業検討部会の開催 (構成メンバー) 村役場福祉課職員、村社会福祉協議会 (検討内容) ・北中城村の権利擁護支援体制整備に関すること等</p> <p>③ 各自治会の事業説明の開催 (期間) 平成26年7月～11月 (開催自治会 5自治会)</p> <p>④ 民生委員児童委員対象研修会 2回開催 (対象者) 北中城村民生委員・児童委員 (研修内容) ・「日常生活自立支援事業について」 講師 中部地域福祉権利擁護センターりんどう 北中城村地区担当専門員 ・「認知症講座について」 講師 大久保千賀子氏 (北中城若松病院 沖縄県認知症疾患医療センター)</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>① 運営委員会の開催 平成26年12月10日 (第1回)、平成27年2月</p> <p>② 事業検討部会の開催 平成26年6月6日、11月7日</p> <p>③ 事業説明の開催 平成26年7月2日, 8月12日, 8月19日, 9月20日, 11月</p> <p>④ 研修会の開催 平成26年7月2日, 11月5日</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	北中城村
------	------

事業区分	(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>-----</p> <p>委託先名：</p> <p>-----</p> <p>委託内容：</p>
事業内容	<p>① 「北中城村における金銭管理等に関するニーズ調査」の回収・分析 (期間) 平成26年4月</p> <p>② 平成26年度 北中城村福祉まつり 市民後見推進事業 普及啓発・パネル展示 (期間) 平成26年10月、12月 (内容) ・事業内容紹介・成年後見制度や日常生活自立支援事業に関するパンフレット等の展示 ・成年後見制度についてDVD視聴会</p> <p>③ 平成26年度 北中城村権利擁護支援講演会 「地域の絆で支え合い」 (講師) 堀田 力氏 (公益財団法人 さわやか福祉財団会長) (対象者) 北中城村民及び北中城村在勤者等 ※添付資料 権利擁護支援講演会案内チラシ</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>① 「北中城村における金銭管理等の支援に関するニーズ調査」 平成26年4月</p> <p>② 「北中城村福祉まつり市民後見推進事業 普及啓発・パネル展示」 平成26年10月25日 平成26年12月1日～12日</p> <p>③ 北中城村権利擁護支援講演会「地域の絆で支え合い」 平成27年1月10日</p>
備考	

「北中城村権利擁護の支援者養成研修」

受講生
募集

初級クラス 開催

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すため、認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めています。

初級クラスでは、成年後見制度の概要や権利擁護の必要性、成年後見人の活動内容について学習します。

日時：第1回 平成27年2月20日（金） 13:00～16:20

会場：北中城村役場 第2庁舎3階 大会議室

住所：北中城村字喜舎場 426-2

第2回 平成27年3月20日（金） 13:00～16:20

会場：北中城村立中央公民館 2階 研修室

住所：北中城村字仲順 435

定員：各回30名程度

受講料：無料

内容：○権利擁護の支援者として求められる人物像
（権利を守るとはということ等）

○後見活動について

講師：一般社団法人 沖縄県社会福祉士会
会長 社会福祉士 竹藤 登氏

○成年後見制度の概要について

○後見活動について

講師：公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
沖縄支部長 司法書士 福原 淳氏

※第1回、第2回とも同じ内容になっております。

会場につきましては異なりますので、ご確認お願い致します。

申し込み方法：お電話にて受付しております。

申し込み・問い合わせ先

〒901-2392

沖縄県中頭郡北中城村喜舎場 426 番地 2

沖縄県北中城村役場 福祉課 北中城村地域包括支援センター

担当：名護・大山 電話：098-935-5922（直通）098-935-2233（内線258）

権利擁護の支援者養成講座 カリキュラム

☆初級クラス

月日	時間	研修テーマ	内容	講師
1日目	13:00 ～ 13:10	オリエンテーション	①研修内容等の確認 ②養成講座のねらい ③北中城村の現状	北中城村役場 福祉課
	13:10 ～ 14:10	権利擁護の支援者として求められる人物像 (グループワーク)	①権利を守るとはどういうこと ②地域でその人らしく生活するためには何が必要か。そのために地域で私たちができること。 ③権利擁護の支援者としての社会規範・倫理性を理解する。 ④権利擁護の諸制度	社会福祉士 竹藤 登
	14:10 ～ 14:40	後見活動の実際	成年後見受任者から後見活動の実際と課題を聞く。	〃
	14:40 ～14:50	休憩		
	14:50 ～ 15:50	成年後見制度概論 I (任意後見制度)	①成年後見制度の概要 ②老後の生活設計としての活用法 ③任意後見契約の締結 ④任意後見契約の開始 ⑤後見制度支援信託について	司法書士 福原 淳
	15:50 ～ 16:20	後見活動の実際	成年後見受任者から後見活動の実際と課題を聞く。	〃

※「消費者保護の基本的理解」については、養成研修とは別カリキュラムとして、各地域で開催する。

権利擁護の支援者養成講座 カリキュラム(案)

☆中級クラス

月日	時間	研修テーマ	内容	講師
【1日目】		オリエンテーション	①研修内容等の確認 ②養成講座のねらい	北中城村役場 福祉課
		対人援助の基礎	①模擬面接、ペアワーク等を通じて、 対人援助のコミュニケーション技術を学ぶ ②自己覚知 ③傾聴と共感	社会福祉士 (外部講師)
【2日目】		対象者の理解Ⅰ (高齢者の理解)	①「老いる」とは。 ②老化はなぜ起こるのか ③心身・知覚機能の変化 ④生活機能とは何か ⑤高齢者に多く見られる疾患と障害	看護師 (外部講師)
		介護保険制度／高齢者施策	①介護保険制度の概要 ②介護保険の施設・居住系サービス ③地域包括支援センター ④地域支援事業 ⑤介護保険外の福祉サービス ⑥高齢者虐待防止法の理解	北中城村役場 福祉課
【3日目】		成年後見制度概論Ⅱ (法定後見制度)	①成年後見制度が生まれてきた背景 ②成年後見人の職務と役割 ③親族後見について ④市町村長申立て ⑤個人後見と法人後見 ⑥後見手法	社会福祉士 (外部講師)
		対象者の理解Ⅱ (認知症者の理解①)	①認知症者を中心とした高齢者の状況 ②本人への接し方 ③家族への接し方 ④認知症者が地域で安心して生活するためにできること	社会福祉士 (外部講師)
【4日目】		家族法	①家族法の基礎知識 ②支援のための契約・遺言・相続等に関する基本的理解。成年後見制度との関係 ③公正証書遺言	弁護士 (外部講師)
		福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)	①日常生活自立支援事業の概要・実務 ②専門員・生活支援員の立場と役割 ③成年後見制度との関係	中部地域福祉 権利擁護センター

権利擁護の支援者養成講座 カリキュラム(案)

☆上級クラス(基礎研修)

月日	時間	研修テーマ	内容	講師
【1日目】		オリエンテーション	①研修内容等の確認 ②養成講座のねらい ③実務研修について	北中城村役場 福祉課
		成年後見制度各論 I	①後見・保佐・補助、各類型の違い ②対象者について ③申立者について ④代理権、取消権 ⑤財産管理 ⑥身上監護 ⑦専門職後見人の役割・職務 ⑧後見報酬	司法書士 (外部講師)
		成年後見制度と市町村責任	①介護保険外の福祉サービス ②福祉サービスと生活保護 ③高齢者虐待防止法の理解と対応	北中城村役場 福祉課
【2日目】		対象者の理解Ⅲ (障がい者の理解 ①)	①障がい者をめぐる状況 ②障がい者の特性と接するうえでの基本的態度 ③家族への接し方 ④障がい者が地域で安心して生活するためにできること	精神保健福祉士 (外部講師)
		障がい者施策／関係諸制度	①障がい者制度の概要 ②障がい者自立支援法について ③障がい者に関する法律 ④生活保護制度等	北中城村役場 福祉課
【3日目】		対象者の理解Ⅳ (認知症の理解②)	①認知症の医学的基礎知識、主な薬 ②認知症者の特性と接するうえでの基本的態度	医師 (外部講師)
		対象者の理解Ⅵ (障がい者の理解 ②)	①障がいに関する医学的基礎知識	医師 (外部講師)

権利擁護の支援者養成講座 カリキュラム(案)

☆上級(実務研修)

月日	時間	研修テーマ	内容	講師
【1日目】		オリエンテーション	①実務研修のねらい	北中城村役場 福祉課
		訪問体験実習の事前学習	施設の役割等を理解する	施設担当職員
		訪問体験実習	①権利擁護支援にかかる対象者を理解する。 ②施設職員が利用者への接し方を見ることで、実践的な感覚を養う。 (訪問先) ・介護老人福祉施設 ・障がい者支援施設	
【2日目】		業務同行の事前学習	体験実習についての留意点	中部地域福祉 権利擁護支援センター
		日常生活自立支援事業の生活専門員業務同行	日常生活自立支援事業における生活専門員及び生活支援員の役割を理解する。	
【3日目】		後見活動の実際	成年後見受任者から後見活動の実際と課題を学ぶ	外部講師
				外部講師
【4日目】		後見業務同行の事前学習	体験実習についての留意点	後見人受任者
		後見人の後見業務同行	後見業務の実際を理解する	
【5日目】		実務研修のまとめ	実務研修の振り返りとまとめ	社会福祉士 (外部講師)

北中城村市民後見推進事業

「権利擁護の支援者」養成研修



実施主体：北中城村

北中城村市民後見推進事業

権利擁護の支援者養成研修募集要項

はじめに

本村においても年々、高齢者の数は増加しており、高齢化率は高くなっています。それに伴い福祉サービスの利用者も広がっています。

一方、経済状況の悪化により貧困や生活不安を抱える人たちも増加しています。こうした社会的な支援を必要とする方たちの多くには何らかの「権利擁護支援ニーズ」があると考えられます。

誰もが安心して地域で暮らしていくために、権利擁護を必要とする方たちの地域におけるよき理解者を増やし、地域の中に権利擁護の支援を行う人材の養成と確保、その活用を図る仕組みが必要になっています。

北中城村では、こうした社会的なニーズに対応する地域の人材育成のため、権利擁護の支援者養成研修を開催します。

ぜひ、多くの皆様にご参加いただき、地域の権利擁護支援ニーズに対応する支援者として活動していただきますよう、お願い申し上げます。

1. 目的

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すため、認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、地域における理解者及び、権利擁護支援を行う住民の発掘、養成を行い、地域における権利擁護の推進を図ることを目的とします。

2. 開催日時

① 初級クラス

第1回 平成27年2月20日(金) 13:00~16:20

会場：北中城村役場 第2庁舎3階 大会議室

住所：北中城村字喜舎場 426-2

第2回 平成27年3月20日(金) 13:00~16:20

会場：北中城村立中央公民館 2階 研修室

住所：北中城村字仲順 435

※初級クラスについては、同プログラムを3回程度開催予定。

※「消費者保護の基本的理解」及び「認知症について」は、各字単位で養成研修カリキュラムとは別に開催予定。

② 中級クラス

平成27年5月～8月（計4日間）

③ 上級クラス

基礎研修

平成27年10月～12月（計3日間）

実務研修

平成28年1月～3月

3. 会場

北中城村総合社会福祉センター 研修室等

住所 北中城村字仲順451番地等

4. 内容

別紙「北中城村権利擁護の支援者養成研修カリキュラム」参照

5. 受講者の要件

研修修了後、北中城村権利擁護の支援者として登録可能な方で、以下の要件を満たす方

① 初級クラス

- ・北中城村内にお住まいの方及び村内にお勤めの方
- ・研修修了後に、地域支え合いづくり協力員として活動してみたい方

② 中級クラス

- ・初級クラスを受講した方及び高齢者または障がい者に関わる業務に従事している方
- ・研修修了後に、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の生活支援員として活動してみたい方

※初級クラスについては、職種によって受講免除あり。

③ 上級クラス

- ・中級クラスを受講した方。
- ・実務研修については、基礎研修を修了した方が対象。
- ・研修修了後に法人後見サポーターとして活動してみたい方

6. 定員

各クラス30名程度

7. 受講料

無料

8. 受講修了者について

① 初級クラス

初級クラス修了者は、地域支え合いづくり協力員として、地域包括支援センター等と連携し、地域における見守りボランティアとして活動していただきます。

② 中級クラス

中級クラス修了者は、村社会福祉協議会の実施している福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の生活支援員として、認知症の高齢者や、知的障がい・精神障がいがあり自身だけでは生活に不安を感じている方の福祉サービスの利用をお手伝いしていただきます。

③ 上級クラス

上級クラス修了者は、村社会福祉協議会が実施を予定している法人後見受任事業のサポーターとして、村社会福祉協議会と共に地域で活動していただきます。

9. 申込・問い合わせ先

北中城村役場 福祉課 地域包括支援センター

住 所 北中城村字喜舎場426番地2

連絡先 098-935-2233（内線258）

098-935-5922（直通）

FAX 098-935-5899

月～金曜日（祝日除く）8：30～17：15

おわりに

「権利擁護支援」は、誰もが地域で安心して自分らしく暮らせるために必要な社会的支援です。その担い手である権利擁護の支援者は、地域における社会貢献活動の担い手でもあります。そこでは、自分の価値観に左右されることなく、何よりも支援を必要としている当事者を主体とした支援を行うことが必要とされています。

「権利擁護の支援者」

養成研修 受講生募集

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すため、認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、地域における権利擁護の推進を図ることを目的としています。

北中城村では、地域における権利擁護の新たな担い手として、「権利擁護の支援者」の養成研修を開催いたします。

専門職（弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師など）が講師を務めます。社会はあなたを求めています。ぜひ、ご応募ください。



権利擁護ニーズの拡大

認知症高齢者の増加、家族や親族の高齢化や核家族化など社会構成の変化に伴い、権利擁護の支援ニーズは全国的にも増加傾向にあります。

本村においても、平成26年3月末における高齢化率は約19%で、5人に1人が高齢者という割合になっています。

このように判断能力が低下し、なんらかの支援を要する方が増えているなかで、必要な制度を利用するためにも、新たな担い手が必要です。

地域における権利擁護支援の担い手

「認知症になっても、障がいがあっても、みんなで支えあい、権利擁護の制度を利用して、安心した生活を送ることができる」このような地域社会をめざすとき、地域における担い手として村民の村民のための「権利擁護の支援者」が必要です。

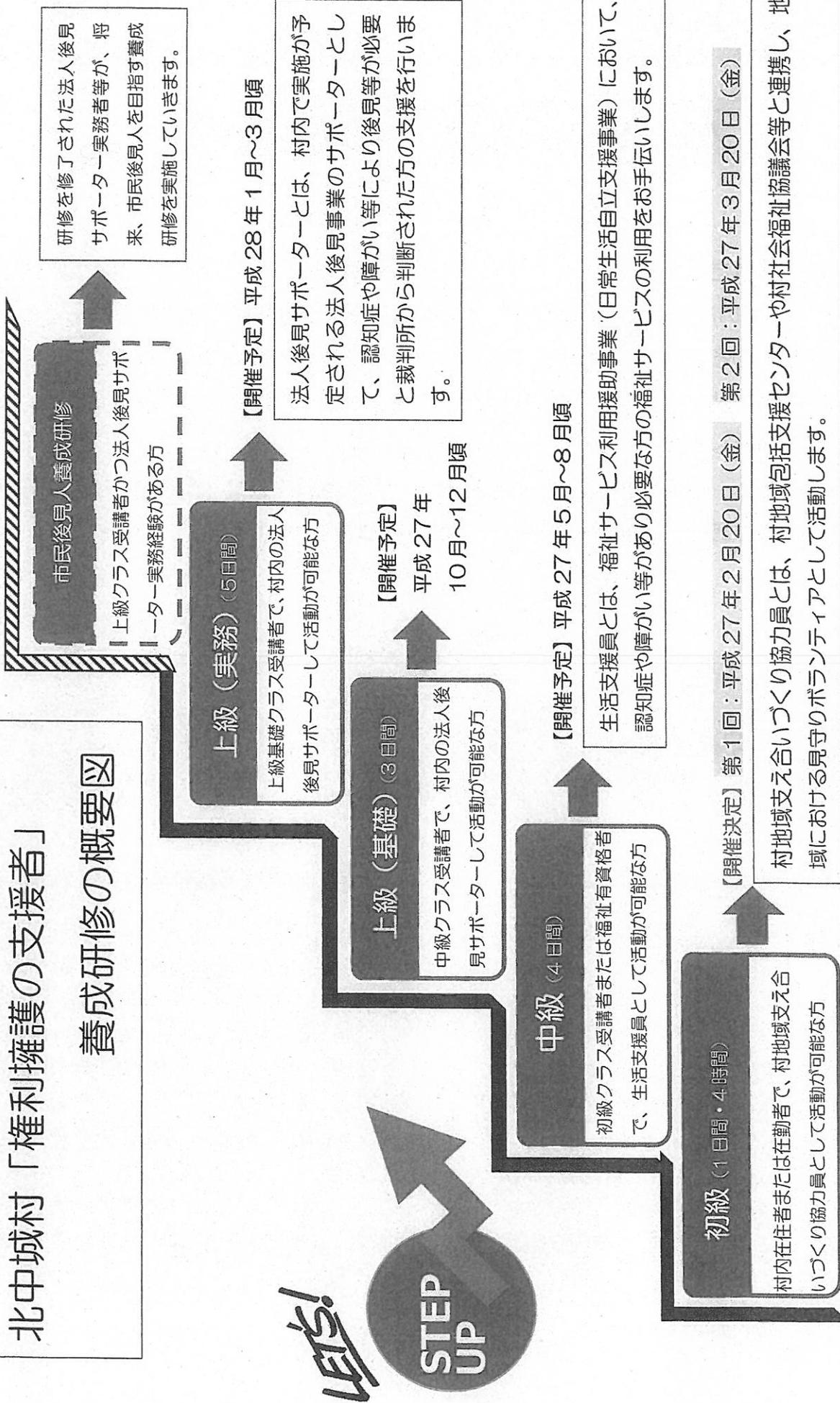
「権利擁護の支援者」とは、支援者として必要な熱意や知識等を備え、本人に寄り添い、ていねいな「見守り」が求められる高齢者や障がい者を支援するために欠かせない役割なのです。

北中城村「権利擁護の支援者」

養成研修の概要図

lets!

STEP UP



ミニ講座 (随時開催)

「消費者保護の基礎」「認知症理解」など、各字公民館等でのミニ講座として開催します。

【お問い合わせ】 北中城村地域包括支援センター (村役場 福祉課)

電話 098-935-2233(内線 258)、935-5922(直通), FAX 935-5899
 平日 (土日祝日除く) 8:30~17:15

村地域支え合いづくりの協力員とは、村地域包括支援センターや村社会福祉協議会等と連携し、地域における見守りボランティアとして活動します。

地域の絆で支え合い

介護保険制度改正に向け、新たな地域支え合いの仕組みをどのように構築していくべきかといった視点を踏まえ、その一翼を担う地域で支える**権利擁護・成年後見制度**を周知し、今後の地域づくりを考える講演会です。

日時 平成27年

1月10日(土)

開場 午後1時半 開演 午後2時

講師 **堀田 力氏**

(さわやか福祉財団会長・弁護士)

会場 EMウェルネスリゾート

コスタビスタホテル沖縄 EMギャラリー(1階)

定員 100名

入場無料

申込不要
手話通訳あり



北中城村字喜舎場1478番地



※お車でのご越しの際はコスタビスタホテル沖縄駐車場をご利用ください。

【主催】北中城村

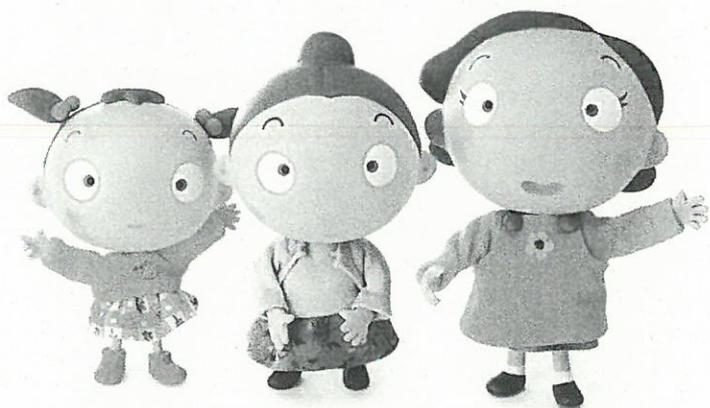
北中城村役場福祉課 北中城村地域包括支援センター

【問い合わせ先】 TEL:935-5922(直通) 935-2233(内258)
FAX:935-5899

地域の絆で支え合い

プログラム

13:30	—	受付・開場
14:00	—	開会の挨拶
14:10	—	講演
15:40	—	質疑応答
15:55	—	閉会の挨拶
16:00	—	終了



堀田力氏 略歴

昭和9年(1934年)京都府生まれ。京都大卒業後、検事任官。東京地検特捜部ではロッキード事件捜査を担当。

平成3年(1991年)に退官、弁護士登録。さわやか法律事務所及びさわやか福祉推進センター(現さわやか福祉財団)開設。

「高齢社会NGO連携協議会」共同代表、厚生労働省の高齢者介護研究会座長などを歴任。

近著に『「共助」のちから』(実務教育出版)など。

権利擁護の支援者養成研修の開催について

北中城村では、認知症や障がい等で判断能力が不十分になっても、誰もが安心して生活できる地域づくりを進めています。

研修では「地域における理解者を増やす」ことを目的とし、認知症や障がい等の対象者理解や成年後見制度を中心とした内容です。

問い合わせは、下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】

北中城村役場福祉課 北中城村地域包括支援センター

TEL:935-5922(直通) 935-2233(内258) FAX:935-5899

担当:名護/大山

【主催】北中城村